

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

平成28年12月20日
条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第13条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）第13条第2号の条例で定める期間は、3日とする。

(認定事業者の責務)

第3条 法第13条第5項に規定する認定事業者は、同項に規定する認定事業（以下「認定事業」という。）の実施に当たっては、本市における法第9条第1項に規定する認定区域計画の策定の趣旨を踏まえ、当該認定事業に係る令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）の滞在者に対して、本市の豊かな自然と触れ合い、又は市民と交流する機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

(手数料)

- 第4条** 法第13条第1項に規定する特定認定の申請をしようとする者は、当該申請の際1件につき21,200円の手数料を納めなければならない。
- 2 法第13条第6項に規定する変更の認定の申請をしようとする者は、当該申請の際1件につき10,500円（認定事業に係る施設について現地調査を行う必要がない場合にあつては、2,500円）の手数料を納めなければならない。
- 3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、令和2年10月13日から施行する。